

確定申告特別号

青色十色

2023年1月号

事業・農業・不動産所得を有する皆様へ



確定申告指導会場 持ち物チェックリスト

来場の前に必ずご確認ください。資料が足りない場合、再来場をお願いする場合がございます。

税務署から届いた税務書類	
☐ 「確定申告のお知らせ」ハガキ	
☐ 所得税の納付書	振替納税をご利用でない場合に、税務署より送付されます
☐ 予定納税の支払金額が分かるもの	所得税の予定納税をした方（「確定申告のお知らせ」ハガキにも金額の記載があります）

『前年』の資料	
☐ 確定申告書控	
☐ 決算書・収支内訳書控	事業・農業・不動産所得のある方
☐ 修正申告・更正の請求などをした方はその控	

『本年分』の帳簿等	
☐ 決算書・収支内訳書 ※税務署から用紙は送付されません	事業・農業・不動産所得のある方
☐ 減価償却計算サービスにお申込み済の方は 11月に郵送された計算書	〃
☐ 各種帳簿・集計表や試算表	〃
☐ 従業員の源泉徴収簿	専従者や従業員がいる方
☐ 源泉所得税の納付済領収書	〃

収入に関する証明書等	
☐ 支払調書	報酬など源泉徴収された収入がある方
☐ 給与所得の源泉徴収票	印刷したものをお持ちください
☐ 公的年金の源泉徴収票	公的年金額改定通知書ではありません
☐ 個人年金の支払年金額等のお知らせ	
☐ 生命保険等の満期返戻金があった方は 収入金額及び『必要経費』の記載がある計算書	
☐ その他収入に関する証明書	特定口座年間取引報告書、事業用車両の売却に関する資料等

控除に関する証明書等	
☐ 国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険 の年間支払額を証する書類	年度ではなく「1～12月」の支払金額です
☐ 国民年金・国民年金基金の控除証明書	
☐ 生命保険料控除証明書	
☐ 地震（損害）保険料控除証明書	
☐ 小規模企業共済払込証明書	
☐ 配偶者の源泉徴収票	配偶者（特別）控除を受ける方
☐ 医療費控除の明細書	明細書の作成が必要です（領収書の提出はできません）
☐ 住宅ローンの年末残高証明書、 住宅借入金等特別控除申告書	住宅ローン控除（2年目以降）がある方
☐ 寄付金控除証明書	

その他	
☐ 金融機関名と口座番号が分かるもの	還付申告の場合に必要になります
☐ マイナンバーの添付書類（本人分）	書面提出で申告をする方
☐ 申告書記載のご家族のマイナンバー（番号のみ）	
☐ マイナンバーカード本体及び署名用パスワード（英数字6文字以上） と利用者証明用・入力補助用パスワード（数字4桁） （またはID・パスワード方式の届出完了通知）	e-Taxで申告をする方
☐ 国税庁HPで作成した決算書データ（.data）と 国税庁HPで印刷した決算書（控用）及び データ入力のための決算書	決算書まで含めたe-Taxをする方
☐ 筆記用具、電卓	

×	モ	欄
---	---	---

決算書の事前準備をお願い致します

◇ご来場前に、控用決算書へあらかじめご記入をお願い致します。

①事業所得：月別の売上・仕入金額と合計金額
②不動産所得：不動産所得の収入の内訳
③経費科目ごとの合計額（1ページ目損益計算書）

※「減価償却計算サービス」にお申込み済の方は、11月に郵送された計算書をご持参ください。決算書3ページ目の減価償却費の計算欄は未記入のままで差し支えありません。

※①②③が未記入の場合には「決算書まとめコーナー」でご記入いただいた後、指導コーナーにご案内させていただきます。なお、感染症対策として長時間の会場滞在を避けるため、状況によってはご自宅でのご記入と再来場をお願いする場合がございます。

※予備の決算書は青色会館に備えておりますが、令和4年分以降用の申告書のご用意は1月末となります。
なお、郵送等の対応は行っておりません。

未会員の皆様の確定申告指導会場ご利用について

- ① 年金・給与所得のみの未会員の皆様
- ◇年金・給与所得のみの（事業・農業・不動産所得のない）未会員の方につきましては、ご自宅からの電子申告、または税務署など公共機関での申告をご検討くださいますようお願い申し上げます。
- ◇上記未会員の皆様の会場利用に際しましては、1名様につき2千円(税込)の会場利用料を申し受けますので、何卒ご了承ください。
- ※上記会場利用料に加え、次年度以降の会費についてご了承のうえ当会へご入会いただける場合には指導会場にて申告書をお預かりさせていただきます。ご入会いただけない場合には、最終的な確定申告の手続きについては税務署等をご案内させていただきます。
- ② 事業・農業・不動産所得のある未会員の皆様
- ◇事業・農業・不動産所得がある場合、**決算書及び申告書の指導を受けられる機関が限られてしまうことから、当会にてご指導を承ります**ので、本紙1面をご参照の上、専用サイトから来場日時の手前申込をお願い致します。

小田原税務署からのお知らせ

令和4年分所得税等の確定申告
税務署の申告書作成会場

開設期間 **2月1日(水)～3月15日(水)**
※土、日及び祝日を除く。ただし、2月19日(日)・26日(日)は開場。
※還付申告をされる方は、2月1日の前でも相談を受け付けます。
※3月中は大変混雑しますので、2月中のご来場をお勧めします。

会場 **小田原税務署3階**
※お車でのご来場はご遠慮ください。

時間 【受付】8:30～16:00
【相談】9:00～17:00

LINEによる事前発行はこちらから！

※混雑回避のため、**入場整理券を配付**します（提出のみは不要。電話での受付は行いません）。
当日、会場でも配付しますが、受付を早く締め切り、後日の来場をお願いする場合がありますので、**LINEによる事前発行をご利用ください。**

※令和4年分確定申告特集

※事前申込サイト

https://coubic.com/tochi118/booking_pages

確定申告はスマホからがおすすめ

作成会場は大変混雑します。スマホ等でのe-Taxがさらに便利になりましたので、ぜひ、ご自宅からのスマホ・PCでのe-Taxをご利用ください。

○確定申告書等作成コーナーの便利機能♪

①青色申告決算書や収支内訳書がスマホで作成可能に！【New】
②スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り自動入力！

○マイナンバーカードでさらに便利に♪

①マイナポータル連携で各種所得控除等の情報を申告書に自動入力！

※令和4年分確定申告特集

主な自動入力対象の証明書等（下線部は令和5年1月以降新規）

公的年金等の源泉徴収票、医療費（1年間分）、国民年金保険料【New】、ふるさと納税、生命保険、地震保険、株式の特定口座、住宅ローン控除関係

②申告の際のマイナンバーカードの読み取り回数が3回から1回に！
（注）過去にマイナンバーカード方式で申告された方が対象です。

インボイス説明会のご案内

開催日時		会場・申込先
1月17日(火)16:00～	3月22日(水)16:00～	小田原市民交流センターUMECO
2月7日(火)15:40～	3月24日(金)16:00～	【申込先（電話での事前予約制）】
2月9日(木)16:00～	※各回30分程度	小田原税務署 0465-35-4511(代)
		内線315（法人1部門）

※課税事業者向け(法人・個人事業者共通) ※定員は各回30名程度。お車でのご来場はご遠慮ください。
※3月に近づくとも混雑します。発行事業者の登録を受ける方は、早めに申請をお願いします。